

## 東京都における基本的対策徹底期間の継続に伴う区の考え方

## 1 区の方針

国や都の方針を踏まえ、以下のとおり定める。

・新型コロナウイルス感染症の再拡大防止に向けて、医療機関や関係機関と連携し、ワクチン接種を含め、区民の「命」を守る施策を継続する。

・国において緊急事態宣言は9月30日をもって解除されたが、感染の早期の再拡大を防止する観点から、対策の緩和については段階的に行うこととなった。この方針に従い、東京都においては、基本的な感染防止策の徹底についての都民・事業者向けの協力依頼等を内容とする基本的対策徹底期間中であるが、12月1日以降も継続することとなった(期間:令和3年12月1日(水曜日)から、都が「レベル1」(\*)の状況にある間)。これを踏まえ、本区においても引き続き感染予防対策を徹底し、再拡大防止を図る。

\*「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)(別紙1及び別紙2のとおり)による

・区民に必要な情報を適時適切に発信する。

感染状況次第では、措置等を変更する場合もある。

## 2 主な施設等の対策

出張所、学校、保育園、学童クラブ、福祉関係施設、清掃事務所、公園等については、引き続き業務を継続する。各施設については、国や都のガイドラインに沿って、感染防止対策を徹底して開館する。貸出施設等の開館時間は、引き続き通常どおりとする。酒類の持ち込み、飲食、会食については、都の徹底期間においては、長時間におよぶ飲食等、感染リスクの高い行動を避けるよう、協力を呼びかける。カラオケ設備の利用については、3密の回避、換気、マイクの消毒等の協力を呼びかける。(期間:令和3年12月1日(水曜日)から、都が「レベル1」(\*)の状況にある間)。

## 3 区主催イベント・事業等の対応

実施の際は、人流抑制に配慮し、感染防止策を徹底する。

## 4 会議等の開催

区で行う会議等については、通常どおりとするが、オンラインによる方法も含め、開催する場合には、感染防止策の徹底を図る。

国や都の要請内容によっては今後変更する可能性がある。

## 新たなレベル分類の考え方

第10回新型コロナウイルス  
感染症対策分科会

### II. 新たなレベル分類

○今回の5つのレベル分類の考え方は、感染の状況を引き続き注視するが、医療逼迫の状況により重点を置いたものであり、都道府県ごとに感染の状況や医療逼迫の状況等を評価するためのものである。

○各レベルで必要な対策を機動的に講じるタイミングについては、各都道府県が“予測ツール”<sup>(※1)</sup>及びこれまで用いてきた様々な指標<sup>(※2)</sup>の双方を用いて総合的に判断する必要がある。

(※1) 公開されている予測ツールやその他の推計。なお、予測に際しては、感染者数が少ない場合や予測時点が遠い場合には、精度が低くなることにも注意が必要である。  
(※2) 新規陽性者数、今週先週比、PCR陽性率、病床使用率、重症病床使用率、入院率、自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値、重症者数、中等症者数、感染経路不明割合等のその他の指標の推移。中等症者数の状況については、各自治体のデータや国立感染症研究所の推計値等を参考に、新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードにおいて公表していく予定である。

#### レベル0（感染者ゼロレベル）

○新規陽性者数ゼロを維持できている状況である。

○大都市圏では感染が持続していても、都道府県によっては新規陽性者数がゼロの状況が在り得る。

【求められる対策】

○「I. 新たな考え方」において示した(1)-(3)の対策を行う必要がある。

#### レベル1（維持すべきレベル）

○安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況である。

○このレベルを維持し、マスク着用など「I. 新たな考え方」において示した(1)-(3)の対策を継続すれば、教育や日常生活、社会経済活動の段階的な回復も可能になる。

【求められる対策】

○「I. 新たな考え方」において示した(1)-(3)の対策を行う必要がある。

## I. 新たな考え方

- 従来のステージ分類の考え方は、ワクチン接種が行われていない時期における新規陽性者数と医療逼迫との関係の検証を基に新規陽性者数を含めた様々な指標の目安を設定したものであった。
- そうした中、最近になり、国民のワクチン接種率が70%を超え、医療提供体制の強化や治療薬の開発が進んできたことで、新規陽性者数の中でも軽症者の割合が多くなり、重症者としての入院病床の利用も半分以下に減少してきている。
- したがって、新型コロナウイルス感染症との向き合い方について、新たな考え方が求められる。
- すなわち、医療逼迫が生じない水準に感染を抑えることで、日常生活の制限を段階的に緩和し、教育や日常生活、社会経済活動の回復を促進すべきである。
- 一方で、地域の状況を個別に見ると新規陽性者数と医療逼迫との関係は都道府県によって大きく異なり、新規陽性者数の目安を全国一律には設定できない状況になってきている。
- このことから、各都道府県が、各地域の感染の状況や医療逼迫の状況を評価し、必要な対策を遅滞なく講じる必要が出てきた。
- 今回の新たな提言ではレベルを5つに分類するが、具体的に目指すべきは、安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況（レベル1）であり、その維持のためには、以下(1)-(3)の対策を進めることが必要になる。
  - (1) ワクチン接種率の更なる向上及び追加接種の実施
  - (2) 医療提供体制の強化（治療薬へのアクセス向上を含む）
  - (3) 総合的な感染対策の継続
    - ①個人の基本的感染防止策
    - ②検査体制の充実及びサーベイランスの強化（国民の感染状況把握のための抗体検査等）
    - ③積極的疫学調査の徹底（感染源調査及びワクチン・検査の戦略的实施等）
    - ④様々な科学技術の活用（二次元バーコード（QRコード）、COCOA、健康観察アプリ、二酸化炭素濃度測定器（CO<sub>2</sub>モニター）等）
    - ⑤飲食店の第三者認証の促進
- なお、医療提供体制の強化に関しては、常に医療機関と自治体が認識の一致に努め、最悪の状況も念頭に事前準備を行い、感染拡大の状況などを踏まえて、段階的に進める体制を構築する必要がある。